

富士商工会議所貸会議室における 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けたガイドライン

来館されるすべての皆様へのお願い

- ・発熱および咳などの症状がある場合は、入館をご遠慮ください。
- ・飛沫感染防止のため、マスクの着用をお願いします。
- ・入室の際には必ず手指消毒を行い、こまめな手洗いにご協力ください。
- ・他人との接触をなるべく避け、対人距離を確保してください。

貸会議室利用について

貸会議室の利用条件は下記の通りです。

①利用人数の制限

利用者間の距離を確保するため、収容人数を定員の概ね半分を上限とします。

4階全室60名（椅子のみ75名）

401号室28名（椅子のみ35名）、402号室32名（椅子のみ40名）

3階全室20名（椅子のみ30名）、303号室10名（椅子のみ15名）

301号室・302号室6名（テーブル利用・椅子のみ共通）

※ 主催者と来場者のいる場所が明確に別れている場合には、来場者数のみとします。主催者と来場者のいる場所が明確に別れていない場合には両者を合計した数とします。

※ 人数制限を守るため、貸室数等を増やす必要が生じた場合の料金は別途協議させていただきます。

※ 激しい呼気を伴う発声や歌唱、踊りやダンスなど大きな動きを伴う利用については、利用をお断りする場合があります。

②利用者名簿の作成

主催者または利用責任者は、新たな感染が発生した場合、各関係機関からの問い合わせに備え、利用者の氏名と連絡先を把握し、名簿を作成してください。（当所に提出の必要はありません）

③定期的な換気

会議室をご利用の間は、窓及びドアを開けるなど定期的な換気にご協力ください。

※これらの条件をお守りいただけない場合は、ご利用をお断りする場合がございます。

※本ガイドラインの貸会議室の利用制限は令和2年7月30日以降のお申込みから、当分の間とします。